

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の利用及び管理に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第19号）。以下「条例」という。）及び鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の管理運営に関する協定書第31条の規定に基づき、鳥取県立鳥取砂丘こどもの国（以下「こどもの国」という。）の利用及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(開園時間)

第2条 条例第6条第1項の規定によるこどもの国の開園時間は、次のとおりとする。

- (1) 4月から3月まで 午前9時から午後5時まで
- (2) ゴールデンウィーク・盆の期間 午前8時30分から午後5時30分まで

2 一般財団法人鳥取県観光事業団こどもの国園長（以下「園長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合、前項の規定にかかわらず、あらかじめ県の承認を得て、臨時にこれを変更するものとする。

- (1) 催物の内容等から開園時間の変更をすることがやむを得ないとき。
- (2) こどもの国の施設設備等の保守点検等を行うとき。
- (3) その他こどもの国の管理運営上特に必要があると認めるとき。

3 園長は、前項の規定により開園時間を変更するときは、あらかじめその旨を園内に掲示するものとする。

(休園日)

第3条 条例第6条第2項の規定によるこどもの国の休園日は次のとおりとする。

- (1) 4月から3月（8月は除く）は毎月第2水曜日（その日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日。）
- (2) 12月29日から1月1日までの日

2 園長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ各号に定めるところにより、前項の規定にかかわらず、あらかじめ県の承認を得て、臨時に休園し、又は休園日に開園するものとする。

- (1) 臨時に休園する場合
 - ア こどもの国の施設設備の修繕等を行うとき。
 - イ 暴風雨等により利用者に危険を及ぼすおそれがあると認められるとき。
 - ウ 災害等により施設設備等に被害が発生し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 臨時に開園する場合 園長が特に必要があると認めるとき。

3 前条第3項の規定は、前項の規定により臨時に休園し、又は休園日に開園する場合に準用する。

(利用の申込み)

第4条 条例第7条の規定による許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により利用の申込みをしなければならない。

- (1) あらかじめ当該利用日において有効な入園券を所持する場合、口頭による意思表示
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合、利用料金の払込み若しくは一般財団法人鳥取県観光事業団（以

下「観光事業団」という。)が定める観光券等の提出又は提示

(利用申込時間)

第5条 こどもの国の利用申込時間は、開園日の午前9時から午後4時30分まで(ゴールデンウィーク・盆の期間にあつては午前8時30分から午後5時まで)とする。

2 第2条第2項の規定により開園時間を変更した場合の利用申込時間は、前項に定める利用申込時間を基準として園長が定めるものとする。

(入園券の交付)

第6条 園長は、利用許可をしたときは、次の各号に掲げる場合を除き、入園券を交付するものとする。

- (1) 利用しようとする者があらかじめ当該利用日において有効な入園券を所持する場合
- (2) 利用しようとする者が観光事業団が定める観光券等を提示する場合

2 入園券は、様式第1号のとおりとする。

(利用の許可)

第7条 こどもの国の利用の許可において、条例第7条第2項の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合を除き利用の許可を行う。

また、管理上必要があると認めるときは利用許可に条件を付する。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) こどもの国の設置目的に照らし、公共の施設としてその利用が不適切であると認められるとき。
- (3) こどもの国の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあると認められるとき。
- (4) 集団的、常習的に暴力的不正行為を行うおそれがあると認められるとき。
- (5) 利用の内容が騒じょうを起こすおそれがあると認められるとき。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (7) 上記のほか、こどもの国の管理上支障があるものとして、条例第7条第2項第4号に規定する規則で定める場合に該当するとき。

(行為の制限)

第8条 こどもの国においては、次の行為をしてはならない。

- (1) こどもの国の施設設備を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (3) 所定の場所以外の場所において喫煙し、飲食し、又は火を使用すること。
- (4) みだりに空き缶、空き瓶その他のごみを捨てること。
- (5) 動物(盲導犬、介助犬及び聴導犬を除く。)又は危険物を持ち込まないこと。
- (6) 上記のほか、条例第8条第1項第5号に規定する規則で定める行為をすること。

2 園長は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、こどもの国の利用を拒み、又はこどもの国からの退去を命ずることができる。

(利用許可の取り消し)

第9条 園長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この規程に違反したとき。
- (2) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (3) 利用許可の条件に違反し、または職員の指示に従わなかったとき。
- (4) 正当な理由なく利用料金を納付しなかったとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) 関係諸官庁から中止命令があったとき。
- (7) 上記のほか、こどもの国の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(利用許可の申請)

第10条 こどもの国敷地内及び入園券を利用して入場する区域以外の場所で催しをしようとする者及び調査、寄付の勧誘等をしようとする者は、様式第2号による申請書を利用日の30日前までに園長に提出し、許可を受けなければならない。

ただし、こどもの国が主催、共催、後援する催しを行う場合で、園長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- 2 園長は、前項の規定により許可をしたときは、様式第3号による決定通知を交付するものとする。
- 3 園長は、第1項の許可をする場合において、必要な条件を付することができる。

(利用許可基準)

第11条 園長は、前条第1項の利用の許可において、第7条の各号の規定に基づき、利用の許可を行う。

- 2 調査、寄付の勧誘等の行為は、前項の規定に定めるもののほか、次の各号を満たす場合に限り許可する。
 - (1) 公正な社会貢献を目指すもので、特定の政治的な示威、宣伝活動、宗教上の宣教活動又は営利行為を伴わないこと。
 - (2) 寄付金の使途が明確であること。
 - (3) 建物敷地内及び入園券を利用して入場する区域以外の場所であること。
 - (4) 寄付の勧誘の行為が短期間かつ少人数であること。

(処理期間)

第12条 園長は、第10条第1項の申請書が提出されたときは、当該申請書が提出された日から起算して15日以内に必要な調査を行い、申請に係る利用を許可するかどうかの決定をするものとする。

- 2 園長は、第1項の決定をしたときは、速やかに申請者に対して、第10条第2項により書面により通知するものとする。

(喫煙行為等)

第13条 規程第8条第3項に規定する「所定の場所」は、園長が別に定めるものとする。

2 園長は、前項に定める場所をこどもの国を利用する者に周知するものとする。

(物品の販売)

第 14 条 物品の販売その他の営業活動をしようとする者は、園長の許可を受けなければならない。

ただし、観光事業団が行う催しに関連して営業活動を行う場合で、園長の許可を得た場合は、この限りでない。

(施設設備の損傷等の届出)

第 15 条 こどもの国の施設設備及び展示物を損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を園長に届け出て、その指示を受けなければならない。

2 前項の届出は、様式第 4 号による届出書により行うものとする。

(損害賠償等)

第 16 条 利用者は、その責めに帰すべき事由により、こどもの国の施設設備又は展示物を損傷し、又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(利用料金)

第 17 条 条例第 11 条第 2 項の規定によるこどもの国の利用料金は次のとおりとする。

(1) 入園料

区 分		料 金
個 人	中学校の生徒	1 人 1 回につき 200 円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1 人 1 回につき 500 円
団体（学校行事で利用するものを除き、10 人以上 20 人未満のものに限る。）	中学校の生徒	1 人 1 回につき 180 円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1 人 1 回につき 450 円
団体（学校行事で利用するものを除き 20 人以上のものに限る。）	中学校の生徒	1 人 1 回につき 160 円
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1 人 1 回につき 400 円
学校行事	中学校の生徒	1 人 1 回につき 100 円
	高等学校の生徒	1 人 1 回につき 250 円
	学生又は一般人	1 人 1 回につき 上記個人料金又は団体料金

(2) 工房利用料

区 分		料 金	
砂の工房	本焼き	幼児、児童又は中学校の生徒	1 人 1 回につき 300 円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1 人 1 回につき 400 円
木工工房 (工具を利用する場合)	木 工	幼児、児童又は中学校の生徒	1 個につき 100 円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1 個につき 150 円
	ガラス細工	幼児、児童又は中学校の生徒	1 人 1 回につき 50 円
		高等学校の生徒、学生又は一般人	1 人 1 回につき 100 円

(3) 乗り物利用料

区 分		料 金
変形自転車		1人1回につき 100円
バッテリーカー		1人1回につき 100円
周回コースバッテリーカー		1人1回につき 200円
サイクルモノレール		1人1回につき 100円
レールトレイン	満3歳から中学校に入学までの者	1人1回につき 100円
	中学校若しくは高等学校等の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 200円

(利用料金の減免)

第18条 園長は、下表の左欄に掲げる区分に応じ右欄に掲げる率又は額により利用料金を減額又は減免するものとする。

項目	減免する料金	減免率
(1) 学校、幼稚園及び保育所行事のため、園児、児童及び生徒を引率する職員が利用するとき	入園料	全額
(2) 児童、生徒又は学生が土日・祝日等に利用するとき	入園料	全額
(3) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障害を有する者及びその介護者が利用するとき	入園料	全額
(4) 児童養護施設等児童福祉法に規定される「児童福祉施設」の行事のため、利用者を引率する職員が利用するとき	入園料	全額
(5) 70歳以上の者が利用するとき	入園料	全額
(6) 介護保険法（平成9年法律第128号）の規程による要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者が利用するとき	入園料	全額
(7) こどもの国友の会会員が利用するとき	入園料	全額
(8) 鳥取県が主催、共催又は後援する事業の参加者が利用する場合であって、その都度県が減免を要請するとき	入園料等	全額
(9) 放課後児童クラブ等の行事のため、児童及び生徒を引率する職員が利用するとき	入園料	全額
(10) 障害者総合支援法等の対象となる疾患（難病等）に罹患している者及びその介護者が利用するとき	入園料	全額
(11) 平日に実施する子育て応援事業に参加する者が利用するとき	入園料	5割
(12) とっとり県民の日（9月12日）に利用するとき（とっとり県民の日が休園日の場合は翌日）	入園料	全額
(13) 世界子どもの日（11月20日）に利用するとき（世界子どもの日が休園日の場合は翌日）	入園料	全額
(14) 訪日外国人観光客が自身の旅券を提示したとき	入園料	5割
(15) 冬期間（1月～2月）	入園料	4割
(16) こどもの国友の会会員に同行した入園者（5名まで）が利用するとき	入園料	2割
(17) ループ麒麟獅子バスを利用した者が利用するとき	入園料	2割
(18) 鳥取砂丘において、観光客を相手に土産物等を販売している者の発行する「鳥取砂丘こどもの国利用割引券」を提示した者が利用するとき	入園料	2割
(19) やまびこ館又は仁風閣の発行する「鳥取砂丘こどもの国利用割引券」を提示した者が利用するとき	入園料	2割
(20) 鳥取県と共同企画している「子育て応援パスポート」を提示した者が利用するとき	入園料	2割
(21) 運転免許の自主返納者及びその付き添いの者（1名までとする）が利用するとき	入園料	2割

(22) 兵庫県学校厚生会会員が利用するとき	入園料	2割
(23) ふるさと来 LOVE とっとり会員が利用するとき	入園料	2割
(24) 観光事業団が実施又は承認するこどもの国の利用促進のための企画の参加者が利用するとき	入園料	2割
(25) 福利厚生倶楽部会員が利用するとき	入園料	1割
(26) 中国・四国地区中小企業勤労者福祉団体連絡協議会加盟団体会員が利用するとき	入園料	1割
(27) J A F (日本自動車連盟) 会員が利用するとき	入園料	1割
(28) 指定管理者が特に必要と認めるとき	入園料等	1割～ 全額

2 次の各号に掲げる事由により利用料金の減免を受けようとする者は、当該各号に定める書面等を園長に提示しなければならない。

- (1) 前項第 3 号に定める事由 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面
- (2) 前項第 6 号に定める事由 介護保険被保険者証
- (3) 前項第 7 号に定める事由 こどもの国友の会会員証
- (4) 前項第 10 号に定める事由 対象疾病に罹患していることがわかる証明書
- (4) 前項第 4 号、5 号、8 号、9 号、14 号、16 号、17 号、19 号及び 21 号から 26 号に定める事由 各号に記載した当該証明書等明確に証明できるもの

(利用料金の減免申請)

第 19 条 前条第 1 項第 23 号の規定による利用料金の減免を受けようとする者（観光事業団を除く。）は、あらかじめ様式第 5 号による申請書を園長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、当該証明書等で明確に証明できる書面を提示する者はその限りでない。

2 利用料金の減免を受ける場合において、第 4 条第 2 号に定める利用申込方法により利用しようとする者は、あらかじめ園長の承認を得た割引券等を提出しなければならない。

(既納の利用料金の取扱い)

第 20 条 既納の利用料金は還付しない。ただし、園長は、次に掲げる事由に該当する場合は、利用料金を還付することができる。

- (1) 地震、台風等天災地変その他の不可抗力及び利用者の責めに帰すことのできない事由により、園長が利用者の利用を制限する場合
- (2) その他園長が特に必要と認める場合

(その他必要な事項)

第 21 条 この規程に定めるもののほか、こどもの国の管理に関し必要な事項は一般財団法人鳥取県観光事業団理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 26 年 9 月 9 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

(表)

入園券 (控) () 円 No.	入園券 () 円 ※1名様・当日限り有効 No
------------------------------------	---

(裏)

	<ul style="list-style-type: none"> ●他人への譲渡をすることはできません。 ●本券は表記指定の通用期間内の入園当日、及び通常営業時間のみ有効です。 ●係員の指示に従っていただけない場合はご退場願うことがあります。 ●園内で係員の指示及び注意事項に従わずに生じた事故については、一切責任を負いません。 ●駐車場内での事故、盗難などは一切責任を持ちません。
--	--

備考 1 () 欄は、利用の区分に応じ、次のように表示します。

- (1) 中学校の生徒で個人の場合 …… 中学生 (個人)
- (2) 中学校の生徒で団体の場合 …… 中学生 (団体)
- (3) 中学校の生徒で学校行事の場合 …… 中学生 (学校行事)
- (4) 中学校の生徒で冬期間利用の場合 …… 中学生 (冬季)
- (5) 高等学校の生徒で学校行事の場合 …… 高校生 (学校行事)
- (6) 高等学校の生徒、学生又は一般人で個人の場合 …… 大人 (個人)
- (7) 高等学校の生徒、学生又は一般人で団体の場合 …… 大人 (団体)
- (8) 高等学校の生徒、学生又は一般人で冬期間利用の場合 …… 大人 (冬季)
- (9) 子育て応援事業に参加する方が利用する場合 …… 大人 (子育て応援)
- (10) 訪日外国人観光客の場合……Foreign visitors

2 この様式は、利用許可の確認等のため半券を附属し、必要に応じて所属の事項を加えて使用する。

3 第 17 条第 1 項の規定により利用料金の減免を承認した場合、その他の場合で園長が適当であると認める場合には、この様式に割引券等を附属して使用することができる。

様式第 2 号 (第 10 条関係)

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国使用許可申請書

年 月 日

一般財団法人鳥取県観光事業団
鳥取砂丘こどもの国園長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の利用及び管理に関する規程第 10 条第 1 項の規定による使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使用の名称		
使用の種類	催し物 寄付の勧誘 アンケート調査 その他 ()	
使用の目的		
使用の場所		
使用の方法		
使用の人数		
使用の期間 及び時間	着手	年 月 日 時 分
	完了	年 月 日 時 分

(注) 寄付等の勧誘を行う場合は、「使用の目的」に寄付金の使途を明確に記入してください。

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国使用決定通知書

年 月 日

申請者氏名

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

一般財団法人鳥取県観光事業団
鳥取砂丘こどもの国園長

年 月 日付で申請のあつた鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の使用について、利用及び管理に関する規程第7条及び第11条に基づき、その取扱いを下記のとおり通知します。

記

使用の許可	許可する。 許可しない。
許可しない理由	（許可しない場合に記載する。）
使用の名称	
使用の種類	
使用の場所	
使用の期間 及び時間	年 月 日 時 分
	年 月 日 時 分
許可の条件	1 鳥取砂丘こどもの国の業務を阻害しないこと。 2 鳥取砂丘こどもの国の職員及び来園者に対し、強要しないこと。 3 鳥取砂丘こどもの国園長の指示に従うこと。 4 公正な社会貢献を目指すもので、特定の政治的な示威、宣伝活動、宗教上の宣教活動又は営利行為を伴わないこと。 5 申請内容及び許可条件に違反した場合及び鳥取砂丘こどもの国園長の指示に従わない場合は、鳥取砂丘こどもの国園長は使用の中止等必要な措置を講ずる。

様式第 4 号 (第 15 条関係)

損 傷 (汚 損) 届

年 月 日

一般財団法人鳥取県観光事業団
鳥取砂丘こどもの国園長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の施設設備 (展示物) を損傷 (汚損) したので、鳥取県立鳥取砂丘こどもの国利用及び管理に関する規程第 15 条第 1 項の規定によりお届けします。

この損傷については、第 16 条の規定により、ご指示の方法により賠償します。

損傷 (汚損) 日時					損傷 (汚損) 場所	数量	損傷 (汚損) の内容及び程度
年	月	日	時	分	損傷 (汚損) 物件		

様式第 5 号 (第 18 条関係)

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国利用料金減免申請書

年 月 日

一般財団法人鳥取県観光事業団
鳥取砂丘こどもの国園長 様

申請者 住所
氏名 ⑩
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の利用及び管理に関する規程第 18 条第 1 項の規定による利用料金の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

利用年月日	年 月 日から 年 月 日まで
利用予定人員	人
利用責任者氏名	
減免を受けようとする理由	

(注) 利用責任者氏名欄は、個人で利用する場合は記入しないこと。